開示請求書

窓口	受 付
----	-----

平成25年 5月14日

武雄市長 様

開示請求者 郵便番号 住所(所在地)

> 氏名(名称) (代表者名)

電話番号

連絡先(法人その他の団体にあっては、 担当者の方を記載してください。)

氏名

電話番号

武雄市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

	※ 請求に係る公文書が特定できるよう具体的に記入してください。									
公文書の件名	武雄市図書館に属する使用許可に関する契約書、行政財産使用許可									
又は内容	申請書および関連図面とその使用期間、使用料の分かる一切の資料									
	(平成25年度以降分すべて)									
開示の方法	1 閲覧 ② 写しの交付(郵送等の有無 旬・無)									

備考 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

.....

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局	電話番号(代表) (内線)
公	文書	の件	名	完結年度(年)
備			考	

開示請求書

			1	25, 5, 20
窓	П	受	付付	
-				

平成25年 5月14日

武雄市長 様

開示請求者 郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

(代表者名)

連絡先(法人その他の団体にあっては、 担当者の方を記載してください。)

氏名 電話番号

武雄市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

備考 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担	当	部	局	教育部文化等習言乳電話番号(代表) 23-5/68	 (内線)
				電品出すれるのです。	
公	文書	の件	名	完結年度(年)	
備			考		,



第6号(第4条関係)

#### 開示決定等期限特例通知書

武市教文生第55号平成25年8月5日

様

# 武雄市教育委員長 諸石 洋之助 印

平成25年4月24日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたいので通知します。

公文書の件名	武雄市図書館に属する使用許可に関する契約書、行政財産使用 許可申請書および関連図面とその使用期間、使用料の分かる一切 の資料(平成25年度以降分すべて)
条例第10条の規定に よる決定期間	平成25年 5月20日から(市受付日) 平成25年 6月19日まで
開示請求に係る公文 書のうちの相当の部 分につき開示決定等 をする期間	平成25年 月 日から 平成25年 月 日まで
上記の期間内に開示 決定等をする部分	
残りの公文書につい て開示決定等をする 期限	平成25年 8月 31日
本条を適用する理由	開示請求に係る公文書が他の開示請求も併せ大量であり、また 関係機関との調整も必要であるため
所 管 課	教育部 文化・学習課 生涯学習係 電話番号(直通)0954-23-5168



## 開示決定通知書

武市教文生第**77**号 平成25年**8**月**29**日

様

武雄市教育委員長 諸石 洋之長

平成25年5月14日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条 第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することと決定したので 通知します。

公文書の件名	・武雄市図書館に属する使用許可に関する契約書、行政財産使用許可申請書及び関連図面とその使用期間、使用料の分かる一切の資料
開示の日時	資料郵送による
開示の場所	
所 管 課	武雄市教育委員会 文化·学習課 課長 井上 祐次
	電話番号(0954-23-5168)

起	案	用	紙		処理	期限	平 成	年	月	, <u>H</u>
決裁区分	甲	Z	丙	丁	保存	期間	永久	10 年	5 年	1 年
市長	副「	市 長	教育县	曼	起	案	平成	25年	4月	1日
To rest to	il.w	lang and a			決	裁	平成	25年	4月	/ 日
		12)	(a)	)	施	行	平成	25年	4月	/ 日
			(ACE)	文書	番号	武	市教文生	上第	2号	
der de		am 4	~ <i>K</i>			*		走	己案者日	<b></b>
	事	課長	係 長		係員			多	结	賢二
合議部音	<b>長</b>	合議	課課	長	課長	代理	・係長	Ē.	係員	
				¥.						
(14-47)					L					

(件名)

## 行政財産使用許可申請について(伺)

平成25年4月1日付けでカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から行政財産使用 許可申請について、以下のとおり許可してよろしいでしょうか。

訂

- 1. 使用目的 映像、音楽のレンタル及び書籍、物販及びカフェ等
- 2. 使用物件 武雄市武雄町大字武雄5304番地1 武雄市図書館・歴史資料館内
- 3. 使用面積 745. 1 m<sup>2</sup>

雑誌·新刊 299.4 ㎡

映像・音楽 260.4 m<sup>2</sup>

カフェ 185.3 m<sup>2</sup>

- 4. 使用期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日
- 5. 使 用 料 年額6,120,000円(うち消費税相当額 291,428円) 詳細別添

(意見)

武市教文生第 2号 平成25年4月1日

住所 大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号 氏名 カルチュア・コンビニュンス クラブ株式会社 代表取締役社長 増 田 宗 昭 様

#### 行政財産使用許可書

平成25年4月1日付けで申請の武雄市図書館・歴史資料館の使用については、次のとおり許可する。

武雄市長 樋 渡 啓 祐

- 1 使用目的 映像、音楽メディアのレンタル及び書籍、物販及びカフェ等
- 2 使用物件
  - (1) 所在地 武雄市武雄町大字武雄5304番地1 武雄市図書館・歴史資料館内
  - (2) 明 細 使用面積 745.1m²

(雑誌・新刊299.4m<sup>2</sup>、映像・音楽260.4m<sup>2</sup>、カフェ185.3m<sup>2</sup>)

3 使用期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

4 使用料

年額 6,120,000円(うち消費税相当額 291,428円)

5 使用料の納入時期及び方法

平成26年3月31日までにその年分を市長が発行する納入通知書により納入する こと。

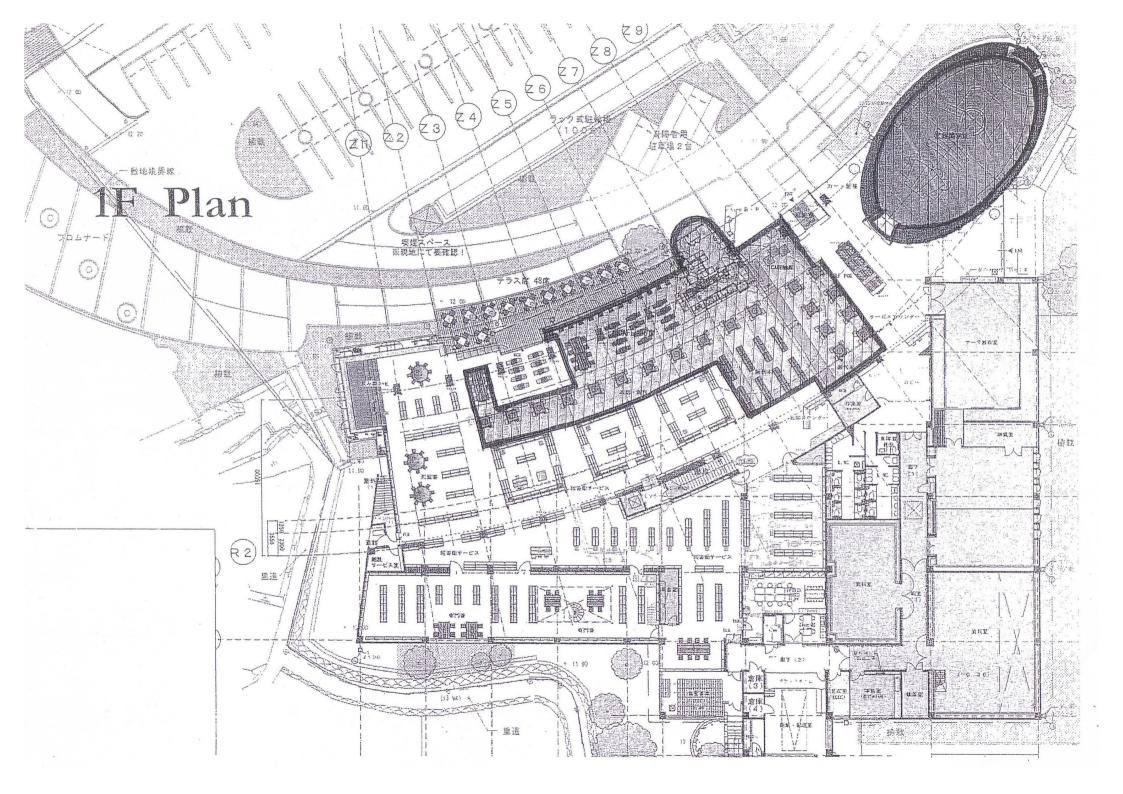
- 6 使用上の注意
  - (1) 使用物件は、常に善良な管理者の注意をもって良好な状態にしておかなければならない。なお、これに要する費用は、使用者の負担とする。
  - (2) 市長の許可なく使用物件の許可を受けた使用目的以外の用に供し、若しくは原形を変更し、又は他人に使用させてはならない。
- 7 使用許可の取消し

次に掲げる場合に該当するときは、使用許可期間中であっても当該使用許可を取り 消すことがある。この場合は、当該使用許可取消しの日から起算して20日以内に使用 物件を明け渡さなければならない。

なお、この場合に生じた損失については、補償しない。

- (1) 市において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合
- (2) 前項に定める事項に違反した場合
- 8 損害賠償

第6項に定める事項に違反した場合において、損害を生じたときは、市長の要求に応じ損害を賠償しなければならない。



#### 行政財産使用許可申請書

平成25年4月1日

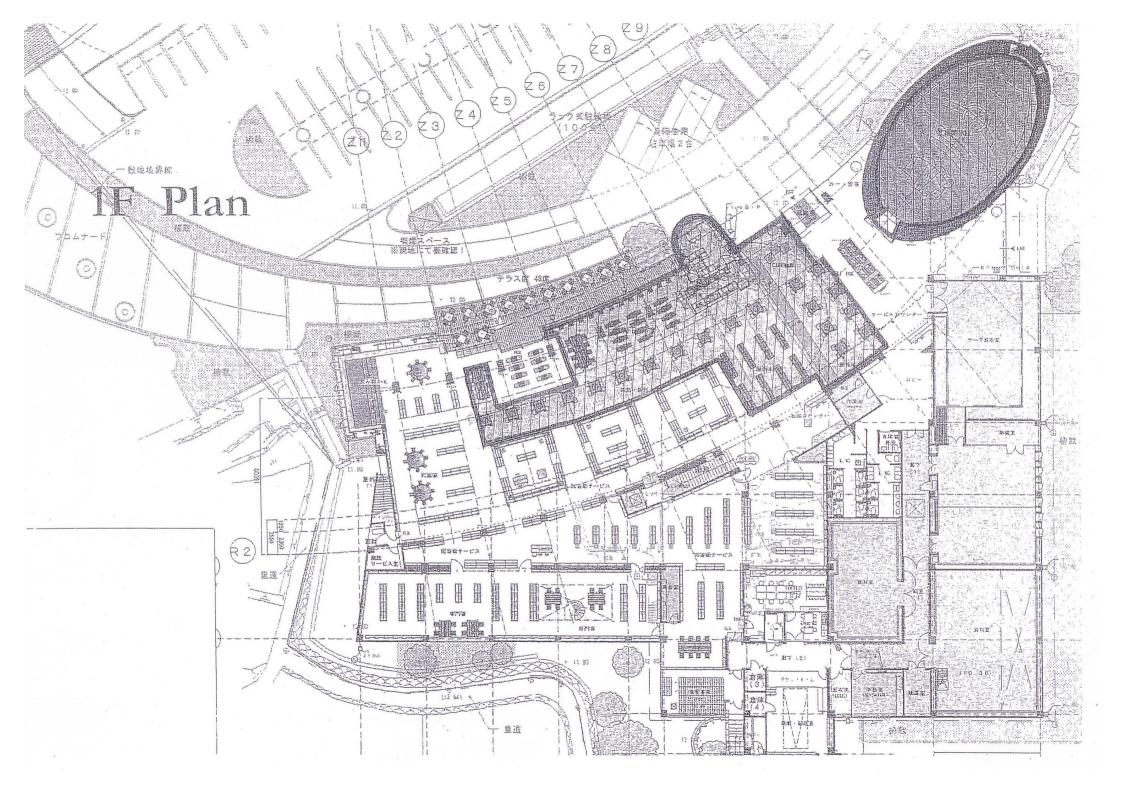
武雄市長 樋渡啓祐 様

申請者 住所 大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号 氏名 カルチュア・コンビニエンス・クラブ樹 代表取締役 増 田 宗 昭



目	的(用途)	映像、音楽メディアのレンタル及び書籍、雑誌販売並びにカフェ等
物件	所 在	武雄市武雄町大字武雄5304番地1 武雄市図書館・歴史資料館内
物件の表示	物 件 の明 細	使用面積 745.1 m <sup>2</sup> ・雑誌・新刊 299.4 m <sup>2</sup> ・映像・音楽 260.4 m <sup>2</sup> ・カフェ 185.3 m <sup>2</sup>
希	望の期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
添	付 書 類	<ul><li>(1) 利用計画</li><li>(2) 関係図面</li><li>(3) その他参考書類</li></ul>





#### ○武雄市行政財産使用料条例

平成18年3月1日 条例第56号

改正 平成19年9月28日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の 規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料 の徴収に関し必要な事項を定めるものとし、使用料の徴収については、法令その他別 に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の基準となる評価額)

第2条 この条例において使用料の基準となる評価額は、市長が別に定める当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。

(使用料)

- 第3条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、 使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。 (土地使用料算定基準)
- 第4条 土地使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の4を乗じて得た額とする。
- 2 土地の使用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料の額は、前項の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するときは、武雄市道路占用料徴収条例(平成18年条例第177号)の例により市長が定めた額とする。

(建物使用料算定基準)

第5条 建物使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の8を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

(減免)

第6条 市長は、土地又は建物の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使 用料を減免することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体が公益事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、使用の期間が1 月を超える場合において、市長が必要と認めたときにおいては、月割りその他の分割 割合により、それぞれ市長の指定する日までに納入することができる。

(使用料の不還付)

- 第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 市の都合により許可を取り消したとき。
  - (2) 災害その他のやむを得ない事情により使用できなくなったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の武雄市行政財産使用料条例(昭和54年武雄市条例第13号)、山内町行政財産使用料条例(平成9年山内町条例第22号)又は北方町行政財産使用料条例(平成10年北方町条例第1号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により使用の許可を受けた行政財産に係る使用料は、その許可の期間が満了するまでの間、なお合併前の条例の例による。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成19年条例第30号) この条例は、公布の日から施行する。 使用料の算定方法は以下のとおりです。

(建設費から特別収蔵庫整備見込額を、延床面積から特別収蔵庫面積を除き算出しています。)

- ① 建物使用料 (年額) 14,074 円/㎡
  - □(A)から特別収蔵庫整備見込額=1億950万円を差し引く1,163,574,600円(A) ~
  - □(A) ´の再建築費評価点=60% 1,163,574,600×0.6=698,144,760
  - □評価点を基準にした平成 24年の評価額=595,977,778 (課税標準額)
  - □(E)延床面積から特別収蔵庫面積 (73 m) を引く 3,557 m(E) ~
  - □m²単価=課税標準額÷(E) ´延床面積

=167,550 円/㎡あたりの評価額)

□市公有財産規則による建物使用料(年額)の算定基準 8/100を乗じる 167.550×8/100×105/100=14,074円/㎡

- ② 土地使用料 (年額)
  - □近傍評価額=59,000円/㎡から算出
  - □評価額に 4/100 を乗じ算出した額に 1.05 を乗じた額

(消費税法第6条第1項により土地の長期貸付については消費税を課さない)

 $59.000 \times 4 / 100 = 2,360$  円/㎡

③ 使用料 (①+②)

14.074+2.360= (年額) 16,434 円/㎡

#### 減免

市長が特に必要と認めるときは、別に定めることができる。

(実績) 文化会館レストラン (1/2減免)

16.434 円×1/2= (年額) 8,217 円/㎡

④ 行政財産使用許可申請に係る使用面積

使用面積 745.1 m

雑誌·新刊 299.4 ㎡

映像・音楽 260.4 m<sup>2</sup>

カフェ 185.3 m<sup>2</sup>

【使用料】 8,213 円×745.1 ㎡≒6,120,000 円

## (基礎資料)

## 1. 整備費用(內訳)

TH (PIDA)	(1 47
本体建設工事	934,500,000
電気設備工事	142,224,600
空調設備工事	123,900,000
機械設備工事	72,450,000
小計 (A)	1,273,074,600
建設工事(外溝)	96,119,100
<i>"</i> (舗装)	21,065,100
" (植栽)	15,172,500
周辺工事①	20,240,250
<i>II</i> ②	3,430,350
<i>II</i> ③	1,512,000
" (舗装)	2,904,300
小計 (B)	160,443,600
合計 (C) = (A+B)	1,433,518,200

(円)

### 2. 面積

1	敷地面積(D)	10,160 m <sup>2</sup>
2	建築面積	3,260 m²
3	延床面積(E)	3,630 m²
4	図書館	1,140 m <sup>2</sup>
(5)	蘭学館	252 m²
6	企画展示室	162 m²
7	メディアホール	143 m²
8	特別収蔵庫 (F)	73 m²
9	一般収蔵庫	162 m²

### 3. 備考

開館: 平成 12 年 10 月

構造:鉄筋コンクリート造 一部2階建

駐車場:100台 駐輪場:100台

一棟コード

鉄筋コン 図書館

H12年築

武雄市

再建築費評点数

所有者名

武雄市

世帯コード

	① 五74 笠 夢	7.4 年 元 元				再建築費評点補正率 (物価上昇率(のび率))										③連乗後の	の(④評点ー)	⑤経年減	○=H177 T# 5# ##				
	①再建築費 一評点数	А	Α	Α	В	С	D	E	F	G	Н	I	J	K	L	М	Ν	0	②連乗	再建築評点	点 当たりの価	点	⑥課税標準額
	at most	00→39	39→42	42→45	45→48	48→51	51→54	54→57	57→60	60→63	63→03	03→06	06→09	09→12	12→15	15→18	18→21	21→24	心連来	1×2	格	補正率	3×4×5
S	* '	1																	1.00000	0	1.1		0
S		1	1		L.														1.00000	0	1.1		0
S		1	1	- 1			4												1.00000	0	1.1		0
S		1	1	1	1														1.00000	0	1.1		0
S		1	1	1	1	1										ı			1.00000	0	1.1		0
S		1	1	1	1	1	1						a						1.00000	0	1.1		0
S		1	1	1	1	1	1	1											1.00000	0	1.1		0
Н		1	1	1	1	1	1	1	1										1.00000	0	1.1		0
Н		1	1	1	1	, 1	1	1	1	1									1.00000	0	1.1		0
Н		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1.00000	0	1.1		0
Н		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1.00000	0	1.1		0
H12	698,144,760	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1.00000	698,144,760	1.1	1.0000	767,959,236
H13	698,144,760	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					1.00000	698,144,760	1.1	0.9877	758,513,337
H15	698,144,760	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.96				0.96000	670,218,969	1.1	0.9631	710,036,678
H18	698,144,760	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.96	0.95			0.91200	636,708,021	1.1	0.9262	648,690,866
H21	698,144,760	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.96	0.95	1.04		0.94848	662,176,341	1.1	0.8892	647,687,923
H24	698,144,760	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.96	0.95	1.04	0.96	0.91054	635,689,288	1.1	0.8523	595,977,778

評価床面積	1.00	単位当たり再建築費評点数	0
-------	------	--------------	---

H24評価額 595,977,778